

木曾平沢 修景基準

種別		主屋等	塗蔵等
建築物	位置	主屋については、原則として建物内に通り土間あるいは隣家との間に余地を残して敷地奥への通路を設けるものとする。 外壁の位置を隣家と揃え、壁面の連続性を確保する。	主屋の奥、敷地中ほどの位置とする。 外壁の位置を隣家とほぼ揃える。
	構造	主屋については、木造真壁造、平入とし、正面両端の柱を通し柱とし、その間を胴差で繋ぎ、それ以外の柱を管柱とする。 それ以外の場合には木造真壁造とする。	土蔵造、平入とする。
		二階建以下とする。	三階建以下とする。
	屋根	中山道に面した主屋の軒高は、中山道に面した間口に0.9を乗じた数値を超えないものでかつ軒桁の高さ6.5m以下とする。 金西町の街路に面した主屋の軒高は、通りに面した間口に1.0を乗じた数値を超えないものでかつ軒桁の高さ6.5m以下とする。 主屋で軒高を上げる場合には、上記に加え隣家の軒の高さを超えないものとする。	—
		切妻造、鉄板葺とする。	切妻造、鉄板葺あるいは瓦葺とする。
		勾配は10分の3程度とする。	土蔵造の場合、鉄板葺、勾配は10分の3程度とする。
		軒裏は垂木を見せる。 軒の出は一、二階境の庇よりも大きくする。	土蔵造の場合、置屋根形式とし軒裏に垂木を見せる。 —
	庇	一、二階境に庇を設ける場合は、腕木により出桁を支え、垂木を用いた鉄板葺とする。	—
	外壁 及び 開口部	主屋については、一、二階の壁面線を揃えるか持ち出す。	一、二階の壁面線を揃える。
		外壁は、道路に面する正面を土壁又は板壁、側面は土壁又は下見板張りとする。	土蔵造の場合、外壁は大壁造、白漆喰塗りとする。
		道路に面する一階の開口部は木製建具とする。	一階の開口部は入口のみとし、漆喰塗りの土戸、板帯戸あるいは障子戸の引き戸とする。
		道路に面する二階の開口部は木製建具とする。	二階及び三階の開口部は掃き出しで内法高さの低い戸口とし、板帯戸あるいは障子戸の引き戸とする。
色彩	周辺の景観と調和すること。 一部に用いる無彩色の漆喰である場合を除いて茶系統で低彩度・低明度かつ艶消しであるものとする。	周辺の景観と調和すること。 無彩色の漆喰である場合を除いて茶系統で低彩度・低明度かつ艶消しであるものとする。	
工作物	当該地区に伝統的に継承されてきた材料（木・石等）を使用する。 位置はその場所にふさわしいものとする。 地域の伝統的な技法に則り、伝統様式によるものとする。		
教育委員会が特に必要と認め、塩尻市伝統的建造物群保存地区保存審議会の承認を得られたものは、上記の基準にかかわらず、この限りでない。			